

篠崎 進士 法律事務所報

2018年 夏号

- ② 暴力団今昔物語 所長弁護士 篠崎芳明
- ③ なりすまし事案における担保不動産競売申立て 副所長弁護士 進士 肇
- ④ 動産執行から債権執行に移行して功を奏した事案のご紹介 弁護士 石黒一利
- ⑤ 暴力団組長に対する責任追及訴訟 弁護士 鶴岡拓真
- ⑥ 民暴ABC 反社の手口と対応策について ~ヒットエンドアウェイ~(その3) 弁護士 小川幸三
- ⑦ パートナー就任のご挨拶 弁護士 中山祐樹
- ⑦ 篠崎芳明弁護士と小川幸三弁護士が感謝状を授与されました。
- ⑧ 近況報告

暴力団今昔物語

篠崎・進士法律事務所 所長

弁護士 篠崎 芳明



私は、40年以上も前から暴力団被害者の代理人としていわゆる民暴事件にかかわっています。この間に、やくざ（暴力団）が大きく変わりました。

かつてのやくざは、堅気（市民）に派手な入れ墨や欠けた指を公然と示し、独特のしゃがれ声やにらみつけるなどして、自分がやくざであることをことさらに誇示しました。当時は、やくざであることを相手に知らせることが、資金源活動として有効でした。また、彼らの暴力を背景とする脅しは本物で、（やくざの）本気の脅しを怖いと思わない者はいなかったでしょう。

やくざは、（債権取立など）外形上権利行使を装うことにより、明らかな脅迫行為であっても、警察が、「民事不介入」の立場にあることに着眼して、民事紛争であると弁解して、検挙を巧みに免れていました。そういうことは、やくざに脅された市民が警察に助けを求めても、民事トラブルだからとして警察は助けてくれなかったということです。

また、弁護士に対応を任せようとしても、大抵の弁護士は、相手がやくざと知ると受任を渋りました。はっきり言えばやくざが怖かったのです。

警察や弁護士の助けを受けられないことから、（債権取立などによる）暴力団被害者の中には一家心中、一家離散、夜逃げに追い込まれた人もおりました。

驚いたことに、当時の社会の中には、やくざを「必要悪」として、その存在を許容し、これを巧みに操ることが経営者の才覚であるとして評価する考えもあったのです。

企業経営者のなかには堂々と総会屋を使う者もあり、地上げ、債権取立、トラブル解決にやくざを使うことは社会の一部ではまさに了解事項でした。

昭和の終わりから平成の初めにあったバブルの頃に、やくざは、地上げや不動産取引などで巨額の利益を得るとともに、更に知能化を進めて、株価操作などにも関与するなど、その手口は更に悪質化を進めました。

民事介入暴力や企業対象暴力が犯罪行為ではなくとも、法的に何らかの規制をすべしとの社会的要請（世論）を受けて、平成4年には「暴対法」が施行され、指定暴力団員の行う一定の「犯罪行為ではない不当要求行

為」を規制できるようになりました。

しかし、暴対法の施行にもかかわらずやくざはその後も一向に衰えを見せませんでした。

平成19年の警察白書は、暴力団とその周辺者を、「日本社会として到底放置できない存在」と記載し、政府は、この年にいわゆる「行動指針」により市民（社会）に暴力団との断絶を呼びかけました。国が（警察だけでは手に負えないことから）社会を挙げて暴力団を撲滅しようと呼びかけたのです。

その後、全都道府県に暴力団への利益供与などを禁止する暴排条例が制定され、これに反する事業者には、都道府県（公安委員会）が是正勧告を発令してその事業者名を公表できるようになりました。

暴力団は、社会の変化に応じてその姿、形を変えました。今の暴力団は、一見暴力団員とは見えない服装や丁寧な言葉遣いを心掛け、入れ墨をしている者を出さないようにするなど（往時に比して）劇的と言ってよいほど変貌しました。資金源活動を行うための工夫をしたのです。手口も、恐喝の手口が目立たなくなる一方、詐欺の手口が多くなっています。

社会の変化や警察のさらなる取り締まりの強化にもかかわらず、暴力団は現在においてもその強大な勢力を維持しています。

このことは、社会の一部にまだに暴力団との関係を断ち切れず利益供与を続けている存在があることを示すものです。

暴力団は、反社会的存在であり、社会に害悪を及ぼし続けています。

事業者には、暴力団との過去の関わりを断ちきり、暴力団にはいかなる経済的利益を与えないこと、表明確約書の徴求や暴排条項の導入などの徹底などにより、暴力団との関係断絶に一層努めるよう期待するものであります。

なりすまし事案における担保不動産競売申立て

篠崎・進士法律事務所 副所長

弁護士 進士 肇



1 反社会的勢力からの債権回収には様々な困難を伴います。債権回収のための勘所が一般化できる訳ではありませんが、都度工夫を凝らして対処した具体的な実例から、幾つかのノウハウを学ぶこともできると思われ、本事案もその一つといえます。

本事案は、①暴力団周辺者Aが、組の指示に基づいてYから戸籍を1円で買い取り、Y名義の住民基本台帳カード（住基カード）を取得し、これを使ってYに成りすました、②AがY名義でX銀行から住宅ローンの借入れをして中古マンション（区分所有建物）を購入し、これを組長Bに譲渡して、組がこのマンションを利用していた、③その後間もなく、Aが住宅ローンの割賦金の支払を遅滞したので、Xは住宅ローン契約における期限の利益を喪失させた上で、担保不動産競売の申立てをした、というものです。

2 本事案では、当職らがXから受任して担保不動産競売申立てをするにあたり、債務者を誰にするかが問題になりました。Aを債務者にすると、競売申立前にならず、抵当権設定登記に係る債務者名義の更正登記（債務者名義をYからAに更正）をするための訴訟提起を要し、その分時間と費用がかかります。

しかし、AがYになりすました刑事事件（詐欺被告事件）の刑事確定記録を取得して精査したところ、Yは単に名義の使用を承諾しただけでなく、自ら役所を訪問して名義貸しに必要な手続に協力するなど、Aその他の暴力団周辺者との関係性が相当程度あることが分かったので、名義貸人Yを債務者にすることが可能であると判断するに至りました。そこで、後に争われる可能性も考慮しつつ、①債務者はY、②Y宛てに送達する努力をするも所在不明となったときは公示送達をする、という図式で、Yを債務者として申し立てることにしました。

3 結果として、Yの住民票上の住所地宛てに競売開始決定書を送達できなかったため、公示送達の方針に切り替えました。

公示送達をしてもらうためには、事前に、所有者である組長Bの所在の確認及び債務者Yの住民票上の住

所地である区分所有建物の現地調査しておく必要がありました。刑事確定記録等によれば、区分所有建物を組事務所として利用している様子だったので、手続に精通している当事務所職員と当職らが一緒に、複数名で現地調査を行いました。複数名で臨場したのは、危険回避のためだけでなく、万が一想定外の事態が生じた場合にも速やかに事後対応できるようにするためでもあります。

現地を調査して分かったのは、このマンションには1階に1つの区分所有建物しかなく、対象となる区分所有建物はその上階にあるので、何か起きたときに隣人に助けを求めることが難しいということでした。そこでいざという時には非常階段を使って逃げられることを確認し、非常階段に通じるドアを半開きにした状態で、対象物件を訪問しました。住人は全く顔を現さず、（居留守を使われた可能性もあります。）、結局誰も出て来ませんでした。

その後、マンション1階に入っている店舗での聞き取り及びマンション管理会社への架電調査等を行った結果、不特定多数の者が出入りしており、特定人の住居とは言い難いことが判明したので、これらの調査結果をまとめた報告書を作成し、公示送達申立ての際の資料としました。

4 刑事確定記録で知り得た事情も含めて、このマンションの来歴について執行官にできる限り説明し（もちろん、刑事確定記録の目的外使用にならないように注意する必要があります。）、組が利用している可能性が高いことなど、危険性を注意喚起しました。そのおかげで、執行官との間でいろいろと情報交換しながら、競売手続を進めることができました。

その効果があつてか、組関係者による妨害もなく、担保不動産競売の手続は申立てから8か月で終了しました。担保不動産競売の申立書には書けない情報も吟味した上で執行官に伝えることにより、執行裁判所・執行官の協力を得やすくなると言えます。

以上

動産執行から債権執行に移行して 功を奏した事案のご紹介

弁護士 石黒 一利



1 事案の概要

担保不動産競売実行後、債権者Xは、債務者Yに対する求償債権（無担保分）につき、Yに対する債務名義を取得したものの、その後Yが反社会的勢力であることが判明したことから、爾後の対応ができなくなってしまい、Xから当事務所に債務名義に基づく強制執行の依頼がありました。

当事務所で調査及び検討した結果、債務者Yの不動産、預金債権、勤務先等が判明しないので、当事務所で受任して、自宅にある動産を差し押さえるべく、動産執行の申立てをしました。

ただ、仮に動産執行が功を奏さない場合には、その余の財産が見当たらないので、動産執行の申立て→動産執行→執行不能→無税償却又は債権者破産申立て、という処理をすることも検討していました。

2 動産執行

動産執行は、執行官が債務者の動産が存する建物等に入り、差押え禁止動産を除く換価しうる動産を差し押さえるという手続を踏むので、場合によっては、債務者の抵抗も予想されます。

そのため、動産執行の申立てにあたり、執行官との間で、債務者の属性を含む情報を共有し、危害リスクを回避する措置を講じなければなりません。

また、動産執行においては、申立債権者及びその代理人弁護士は原則として債務者の室内に立ち入ることができず、債務者と直接接する機会がほとんどありませんが、執行補助者は執行官を補助する立場にあるので、執行官とともに債務者の室内に立ち入ることができます。

そこで、執行補助者については、事前に執行官との間で、X側（当事務所側）で手配することを確認し、債務者が反社会的勢力である場合の対応にも慣れた当事務所が信頼を置く業者に依頼しました。これにより、前述の危害リスク回避及び円滑な執行の一助になるだけでなく、室内に立ち入ることができない申立債権者及びその代理人弁護士の目となり、執行の具体的な状況確認が可能となります。

本事案において、動産執行後に、執行官からだけでなく、補助業者から室内の様子及び債務者の対応などを聞くことが

できました。その話によれば、実際に執行に着手したところ、Yは在室していたものの終始静かにしており、危害を加えられる虞は全くなかったとのことでした。なお、Y側は本人と同居人の2人、裁判所側は、執行官、立会人、執行補助者2人、さらに、室内に立ち入れない債権者代理人らが外に控えていました。

本事案においては、残念ながら、予想していたとおり換価可能な動産はなく、後日、執行不能調書を受け取ることで動産執行は終了しました。

3 債権執行

前述のとおり、動産執行時に、申立債権者及びその代理人弁護士は原則として室内に立ち入ることはできませんが、外から内部の様子を窺い知ることは可能です。

本事案において、開いた玄関の外から室内を見ると、室内に勤務先のものと思われる制服のジャケットが掛かっているのが見えました。

そこで、室内に立ち入った執行補助者にも、制服のジャケットが掛かっていたように見えたが、勤務先の制服ではないかと確認したところ、勤務先の制服である旨の回答を得ました。

これを受けて、当事務所において、当該制服を使用する勤務先を調べたところ、まさに近隣に該当する会社を発見することができました。

これによって、当該勤務先会社を第三債務者として、給与債権の差押え（債権執行）を申し立てたところ、幸いにして給与債権の差押えに成功し、その後毎月、Yの給与から債権回収することができました。

4 最後に

動産執行においては、執行官に全てを任せ、債権者側が現地に行く必要は必ずしもありませんが、債権者自らが現地に行き、また執行補助者を手配した方が、執行官との連携もスムーズに行うことができます。また、本事案のように、限定的ではありますが、内部の情報を得ることもできるので、思いがけず執行対象となる財産を発見することもあります。

相手方の属性が反社会的勢力であっても、現地を訪問することの重要性を再認識した事案として、本件をご紹介します。

以上

暴力団組長に対する 責任追及訴訟

弁護士 鶴岡 拓真



暴力団員のした不法行為について、実行犯である暴力団員には資力がなく、実行犯に対して損害賠償を請求するのみでは、被害回復できないことが多くあります。そこで、我々民暴弁護士としては、実行犯のみを相手にするのではなく、実行犯たる暴力団員の所属する暴力団組長も被告に加えて損害賠償請求をします。その請求の法的根拠は、使用者責任（民法715条）と威力利用資金獲得行為に係る損害賠償責任（暴対法31条の2）です。ここでいう使用者責任（民法715条）とは、会社の社員が職務中に第三者に損害を加えてしまった場合（運送会社に勤めるトラック運転手が交通事故を起こした場合など）に、雇主である会社がその損害賠償責任（治療費、慰謝料等の支払を行うこと）を負うことをいいます。そして、暴力団員は、擬制的血縁関係で結ばれた暴力団組長の指揮監督命令下において上納金を納付しており、暴力団組長は暴力団員の資金獲得行為によって利益を得ていることから、暴力団員の不法行為の使用責任が暴力団組長にあるものとして、暴力団組長に対して責任を追及します。また、威力利用資金獲得行為に係る損害賠償責任（暴対法31条の2）とは、前述の使用責任の特則として設けられたものです。指定暴力団の暴力団員が、威力利用資金獲得行為（当該指定暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得る行為）によって損害を発生させた場合に、その賠償責任を指定暴力団の代表者等が負うことをいいます。

このような暴力団組長に対する損害賠償請求については、裁判上も、暴力団同士の抗争中に、山口組系暴力団第3次団体の暴力団員が私服警官を誤射して殺害した事案で、暴力団最上位組長（山口組組長）の責任を認められた最判平成16年11月12日判タ1170-134（いわゆる京都事件（藤武事件））を始めとして、以後も、暴力団組員の不法行為を原因として暴力団組長の責任を認める判決がいくつも出ています。

末端の暴力団員の不法行為を原因として暴力団組長の責任を追及することは、第一には被害回復といった側面が

あります。加えて、暴力団が不法に取得した利得を剥奪する効果、更には、暴力団員の同種の違法行為や抗争を行った場合には、同様に暴力団組長が賠償責任を負うことを明確化させ、今後同種の行為を制限させるという抑止効果もあり（特にみかじめ料請求等を制限させることができれば、暴力団の資金源対策にもなります）、社会的にも意義があります。

そして、今般、振り込め詐欺などの特殊詐欺によって、多くの被害者が発生し、暴力団の新たな資金源になっているところ、当該特殊詐欺の責任を暴力団組長に問うべく、東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起しました。私もその原告弁護団の一員としてこの件に携わっています。

これまでの組長責任追及訴訟で問題となった事例は、被害者に対して直接暴力団の威力を示して損害を発生させていた事案（暴力団員であることを殊更述べて恐喝をする等）であったのに対し、特殊詐欺では暴力団であることを被害者に対して示さずに架空の融資話を持ちかけて金銭を詐取していた事案であるため、これが威力利用資金獲得行為といえるのか等、これまでとは違った点が争点となっています（この点について原告弁護団は、威力「利用」資金獲得行為であって、暴力団の威力が被害者に示されることは必ずしも必要でなく、暴力団の威力を利用して特殊詐欺事業を行っていたのであればこれにあたる主張をしています）。

この訴訟では、特殊詐欺に関して暴力団組長の責任が認められるか否かについて、初めての裁判所の判断が示されることとなりますので、弁護団の一員として勝訴判決を勝ち取ることができるよう全力を尽くして参ります。

反社の手口と対応策について ～ヒットエンドアウェイ～(その3)

弁護士 小川 幸三



弁護士 今日は、不当要求の手口の2つ目である「強烈な追い込みをかけて素速く逃げる」の続きです。

不動産会社管理部長 お願いします。

弁 この問題の対応方法は、前回説明しましたが、彼らの追い込みを排除できる弁護士と警察に介入してもらうことです(弁護士介入・警察介入)。弁護士介入とは、弁護士が依頼者の代理人に就任して、以後交渉の窓口は弁護士であることを彼らに通告して(窓口一本化)、彼らが依頼者である市民・企業に接触しようとするのを阻止することです。

部 弁護士が介入すると、彼らはどうなりますか?

弁 大半は「弁護士? ああ別にいいよ」という態度ですが、自己が被害者であると主張しているケースでは「なんで弁護士が出て来るんだ」と抗議したり、最初から怒り狂っているケースでは「弁護士なんか関係ねえ!」とか「弁護士なんか認めねえ」と叫ぶ者もいます。

部 「弁護士を代理人として認めない」と言われたらどうすればいいですか?

弁 弁護士を代理人とすることについて相手方の同意も許可も要りません。誰でも法的な問題については専門家である弁護士を代理人として相手方と交渉する正当な利益を有し、それは法的保護に値するものなのです。ですので、通告すればいいのです。それを無視して本人と直接交渉しようとして押しかければ、本人は自己の正当な利益を侵害されたとして相手方に損害賠償請求できますし、また、それを理由に面談要求を拒絶をしても違法とはなりません。

部 そうなんですか! じゃあ、私たちは弁護士を代理人に選任すれば自らは彼らと会わずに済むから、彼らに威圧されて約束させられることはなくなるわけですね。

弁 そうです。しかし、それでも彼らは本人に接触しようとしてきます。彼らの目標は目障りな弁護士の排除、つまり弁護士への委任を止めさせることです。いかに弁護士でも委任関係が解消されれば彼らと戦えません。そして、委任を止めさせるやり方は脅迫から甘言まであらゆる方法があります。「弁護士に払うお金があるなら、こっちに返済しろよ!」とか、「弁護士に頼んでも高い金だけ取られて役に立たないよ、いやそんなに困っているとは思わなかったよ、それならこの条件でどうだい? 弁護士に頼むよりあなたの負担は楽になるんじゃないかなあ」とかありますね。

部 彼らが現実には押しかけてきた場合にはどうすればいいですか? 弁護士に助けを求めようとしても直ぐに連絡がつかないことも

多いし、連絡がついても直ぐに駆けつけることは難しいのではないのでしょうか。

弁 そうです。そこで警察介入なんです。

部 彼らが押しかけてきたら警察に逮捕してもらえませんか?

弁 違います。押しかけてきた彼らに対して「弁護士のところへ行きなさいよ」と言って、彼らが市民に追い込みをかけるのを阻止して追い返してもらいます。これを「現場引き分け」と言います。

部 警察が、そううまく動いてくれるのでしょうか?

弁 ですから、「作戦」を立てるのですよ。

部 なるほど、ここでも「作戦」なんですね。

弁 そうです。とにかく市民や企業の皆さんは一刻も早く民暴対応できる弁護士に相談に行ってください。民暴弁護士は一刻も早く相談者を連れて、相談者の自宅と職場を管轄する警察署の組織犯罪対策担当を訪ねます。

部 以前、事務所報に書いてあった方法ですね(第4号の民暴ABC参照)。

弁 そうです。初めて読む人もいらっしゃるでしょうから、繰り返になりますが、警察には、依頼者が彼らから追い込みを掛けられていることを説明した上で、「彼らを逮捕して欲しいのではありません。これは民事ですから、弁護士である私が依頼者の代理人として不当要求を拒否して対応します。しかし、彼らは民暴弁護士が嫌いなので、依頼者の自宅や職場に押しかけてくる可能性があります。そのときには、依頼者は躊躇することなく110番通報をし、駆けつけた制服の警察官にこう言います。『民事のトラブルがあって、私は弁護士に委任したのですが、相手はそれを認めず自宅まで押しかけてくるのです。それで弁護士の指示で110番通報しました。』これを受けて警察官は相手に『自宅に来ないで弁護士の方へ行きなさいよ』と言って、警察官に現場引き分けをしてもらいたいんです。」と一気に説明します。

この作戦のメリットは、①刑事事件化の依頼でないことを明示することによって警察が慎重にならずに済むこと、②警察が民事の実体判断(どちらの言い分が正当か)をせずに済み、民事不介入の呪縛を回避できること、③警察と民暴弁護士との間の役割分担が明確になり、警察は安心して対応できること、④警察の「判りました。安心して下さい。すぐ駆けつけますから」の言葉に、依頼者の警察への信頼が増大すること、です。

部 まさに「市民を守るために警察と民暴弁護士がタッグを組む」わけですね!

弁 そのとおりです(ニヤッ)

パートナー就任のご挨拶

弁護士 中山 祐樹



平成30年1月1日より、篠崎・進士法律事務所のパートナーに就任いたしましたので、謹んでご報告申し上げます。

平成19年12月の弁護士登録と同時に当事務所に入所し、それ以来、多くの案件に携わってまいりました。特に、入所後間もない時期には、倒産案件や労働審判事件といったとりわけスピードが要求される案件を担当し、迅速かつ的確な業務遂行の重要性を痛感しました。その後も、裁判上及び裁判外の民事事件を中心に、民暴事件、倒産事件、労働事件、商事事件、建築事件、刑事告訴事件など、それぞれに特色のある分野の案件に幅広く関わる機会を得ました。これらのひとつひとつの案件から得た経験を、その

後に担当した案件に最大限に生かし、最善の結果を得られるよう職務に当たってまいりました。このような積み重ねの中で、昨年末には弁護士登録後10年を迎えることができました。これもひとえに皆様とのご縁とご厚情の賜物であり、心より御礼申し上げます。

まだまだ未熟の身ではありますが、当事務所のパートナーとして、これまで以上に一件一件の案件に丁寧かつ迅速に取り組み、また、研鑽を重ね専門性を深めながら、更にご依頼者の皆様のご期待に添えるよう努力していく所存です。今後とも引き続き、ご指導、ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願ひ申し上げます。



篠崎芳明弁護士と小川幸三弁護士が、永年にわたり警察大学校の講師を務め、その功績を称えられ、感謝状を授与されました。

近況報告

弁護士 篠崎 芳明

本年は明治元（1868）年から150年になります。4月中旬に会津若松市を訪ねました。大河ドラマ「八重の桜」の主人公新島八重から会津女性の聡明さと逞しさを知り、一度は会津若松市を訪ねたいと思っていたからです。鶴ヶ城の満開の桜の下、あらためて戊辰戦争の経緯とその後（敗軍となった）会津藩士の無念、更にはあらためて太平洋戦争敗戦（私は4才）後の市民の苦難を偲びました。戦いに敗れることの悔しさとその後の苦難を想うとき、訴訟においても決して敗けてはならないと肝に銘じたことでした。



弁護士 寺駕 毅一郎

たまに久しぶりの人に「少し痩せた?」と聞かれます。家に体重計もないですが、大食い、運動0、の生活には変わりなく、まあ普通、痩せる道理はない筈。ただ、前にテレビで見た「70歳以上、100キロ超えなどいない説」のように、50を超えて、この先は、これまで程太ったままではいられなくなるのかも。痩せ願望は無いですが、どうなるか少し楽しみではあります。



弁護士 中山 祐樹

ゴールデンウィークの頃には落ち着きましたが、今年の花粉はかなり強烈でした。目の痛みなどは毎年のことですが、喉にまで症状が出たのは今年が初めてです。ようやくスギ花粉が落ち着くかという4月半ばの時期に、今度はヒノキ花粉が猛威を振るい始めたことも精神的に堪えませんでした。来年はもう少し楽になることを願っています。



弁護士 鶴岡 拓真

フィールサイクルという、暗闇の中で自転車を漕ぐエクササイズを始めました。音楽に合わせて固定してある自転車を全速力で漕いだり、リズムよく自転車を漕ぎながら腕立てや腹筋などをしたりするわずか45分ばかりのレッスンですが、思っていたよりもハードで、レッスンが終わると着ていたシャツが絞れるくらいの汗をかきます。しかし、その後にシャワーを浴びて、外の風を感じながら歩いて帰るのが清々しく、いい気分転換になっています。



弁護士 清水 恵介(客員)

3月に発刊された民法判例百選の新版（I・IIは第8版、IIIは第2版）で、旧版に引き続き、共同抵当に関するIの95事件を担当しました。解説のベースは変わりませんが、一般の債権法改正で新設された代位弁済規定（民法504条2項）の共同抵当への影響につき、やや踏み込んだ見解を記しました。学生向け解説書なのですが…



弁護士 進士 肇

2月の「東京マラソン」にて4時間08分01秒で完走し、自己ベスト更新!その後も5月の「稲毛花のマラソン」で4時間47分51秒（暑かった）、6月の「柴又60k」で7時間08分46秒（とんでもなく暑かった）と、川内優輝君にはちょっと敵わないかという頻度でレースに出ています。真っ黒な顔をしています、ゴルフ焼けではないのがちょっと残念です。



弁護士 小川 幸三

最愛のソファをなくした私は、新しいキャンプ用マットに出会いました。これで土日でも深夜でも背筋を伸ばして事務所を防衛することができます。



弁護士 杉山 一郎

破産や知財訴訟などのビジネス関係の訴訟を担当する裁判所（ビジネス・コート）が2021年に中目黒に移転する予定です。現在は当事務所からは東京地裁本庁に歩いて出頭できるので中目黒への移転は遠く感じます。破産や知財訴訟がほとんどを占める事務所では、中目黒付近に事務所を移転することもあるのでしょうか。



弁護士 石黒 一利

本年4月から、600人弱の会員を抱える東京弁護士会法友会第8部（春秋会）の事務局長に就任いたしました。なお、事務局長は、幹事長及び副幹事長を補佐し、事務局のまとめ役になります。元来、自由気ままに生きてきた人間ですので、このような重責を担うことができるか心配でしたが、やるからには、「楽しく元気に!」をモットーに1年間取り組んでまいります。



弁護士 金山 真琴

私の地元には弘明寺観音という寺があり、そこのおみくじが異様によく当たります。今年は凶を引いてしまい、上半期があまりよくないとのことでした。そうしたところ、今年早々に菌の神経治療、次は带状疱疹と、かなり痛い出来事が相次ぎました。こういうときこそポジティブに、よくないことも受け入れつつ、今後はよくなると信じて下半期を過ごそうと思います。



税理士 藤代 節子

今年の税制改正では相続税の土地の評価が大きく変わった点がありました。500㎡以上の土地に適用される「広大地」が廃止されて「地積規模の大きな宅地」となりました。1月1日から適用されるので、試算しながら、以前の広大地だったらもっと下がっていたのということもあれば、評価額が下がって良かったと喜ぶこともあり、改正は税金の常ですが一喜一憂しています。

当事務所のホームページです。

<http://www.shinozaki-law.gr.jp/>

当事務所では広報活動の一環としてホームページを開設しております。ここでは所長及び所属弁護士等の紹介や講演記録等を開示しております。

